

**令和7年度LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」  
業務委託プロポーザル実施要領**

**第1 目的**

この要領は、令和7年度LINE相談事業における「ひとりで悩まないで@長野」業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

**第2 委託業務名**

令和7年度LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」

**第3 委託業務内容**

LINE相談業務を一括して委託する。

- 1 相談に要するシステムの設定
- 2 委託業務時間内のLINE相談及び助言
- 3 緊急対応が必要な相談に係る委託者への連絡
- 4 相談内容の記録及び統計資料の作成並びにそれらに係る報告
- 5 その他必要と認められる業務

**第4 委託業務時間**

相談受付時間は17時から21時までとし、21時30分までを相談対応時間とする。（ただし、地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とした大学生等の心理学に係る資格の取得に必要な実習（以下「ピア・デイ」という。）期間は、相談受付時間を18時から20時までとし、20時30分までを相談対応時間とする。）

**第5 履行期間**

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間で、別に定める95日の期間とし、そのうち13日間をピア・デイとする。

**第6 委託上限額**

12,230,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

**第7 業務委託候補者の選定方法**

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、「ひとりで悩まないで@長野」業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が最優秀提案者を委託候補者として決定する。

**第8 プロポーザル参加資格要件**

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）（以下「財務規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 2 長野県の調達する製造の請負、物件の買入その他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA又はBに区分されている者であること。

- 3 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 緊急時の連絡体制、セキュリティー管理体制及び業務継続体制が整っている者であること。
- 6 業務時間中、相談責任者 1 名を配置し、別に相談員を原則 3 名以上配置できること。（委託者が別に定める日を除く。）なお、相談員のうち 1 名は臨床心理士、公認心理師又はそれに類すると委託者が認める資格（第 18 参照）を有する者とする事。
- 7 児童生徒を対象とする LINE を活用した双方向の文字情報等による相談について、過去 3 年間に都道府県又は政令指定都市との 12 ヶ月以上継続した業務の実績を 3 件以上有していること。

#### 第 9 公募型プロポーザル参加申込手続

- 1 提出書類 「参加申込書」（様式 1 号）  
様式等は、長野県教育委員会HPよりダウンロードできます。URLは以下のとおり。  
([http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/goannai/soshiki//r7\\_linesodan.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/goannai/soshiki//r7_linesodan.html))
- 2 提出部数 1 部
- 3 提出期限 令和 7 年 1 月 28 日（火） 午後 5 時まで
- 4 提出場所 長野県教育委員会事務局 心の支援課
- 5 提出方法 郵送又は電子メールに添付して送付  
送付先 〒380-8570 （専用郵便番号のため住所記載不要）  
提出先アドレス [kokoro@pref.nagano.lg.jp](mailto:kokoro@pref.nagano.lg.jp)
- 6 辞退について  
参加申込書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（別紙 2）により令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 5 時までに長野県教育委員会事務局心の支援課へその旨提出すること。

#### 第 10 事業説明会の実施

- 1 対象者 公募型プロポーザルに参加申し込み手続きをした者
- 2 開催日時 令和 7 年 1 月 31 日（金）午前 10 時から
- 3 開催方法 原則 Zoom によるオンライン開催
- 4 費用 参加に要する経費等は、参加者の負担とする。

#### 第 11 企画提案書の提出手続

- 1 提出書類 「第 12 提出書類」のとおり
- 2 提出方法 郵送又は持参による提出の場合  
各 7 部（1 部は正本、他 6 部はコピー可）  
メールによる提出の場合  
提出後、電話で送受信の確認をすること。
- 3 提出期限 令和 7 年 2 月 18 日（火） 午後 5 時まで
- 4 提出場所 長野県教育委員会事務局 心の支援課
- 5 留意事項  
(1) 失格又は無効  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。  
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合  
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 本要領に違反すると認められる場合
  - オ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

- (3) 提出書類の変更等

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、若しくは再提出は認めない。(誤字・脱字等軽微なものを除く。) なお、採用の有無にかかわらず提案した書類は返却しないものとする。

## 第12 提出書類

- 1 企画提案書(表紙)(様式2号)
- 2 会社概要(様式3号)
- 3 企画提案書(様式4号~12号)
- 4 経費見積書(様式13号)
- 5 長野県競争入札参加資格確認通知書の写し
- 6 参加条件で定めている相談業務実績を有していることを証明する書類(契約書の写しなど)
- 7 相談支援体制及び危機管理体制に関する会社独自のマニュアルや基準等
- 8 会社の定款
- 9 会社の概要がわかるパンフレット等

## 第13 質問及び回答

- 1 質問事項は、質問書(別紙1)に内容を簡潔にまとめて記載し、令和7年2月3日(月)午後5時までに心の支援課へ電子メール又は郵送にて送付すること(電話不可)。  
提出先アドレス kokoro@pref.nagano.lg.jp
- 2 回答は、令和7年2月7日(金)午後5時までに、長野県教育委員会ホームページにて公開する。

## 第14 プレゼンテーションの開催

- 1 対象者 公募型プロポーザル企画提案書類を提出した者
- 2 開催日時 令和7年2月28日(金)
- 3 開催方法 原則Zoomによるオンライン開催
- 4 費用 参加に要する経費等は、参加者の負担とする。
- 5 実施方法
  - (1) 審査時間は約30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング質疑応答10分程度)とする。
  - (2) ヒアリングへの出席者は3名以内とする。
  - (3) Microsoft Powerpoint等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライド資料をプロポーザル審査会前日までにデータにより提出すること。
- 6 その他 プレゼンテーションの開催の詳細(開始時刻等)については、公募型プロポーザル企画提案書類を提出した者へ別途通知する。

## 第15 審査選考

- 1 委託候補者の選定  
提出書類及びプレゼンテーションに基づき選定委員会において審査し、選定委員の評価点数が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者として選定する。
- 2 審査基準

令和7年度LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」業務委託候補者選定審査要領第4に基づく以下10項目

- (1) LINE相談業務に対する基本的な考え方について
- (2) 事業の実施体制について
- (3) 事業の実施方法・開設日について
- (4) 相談システムについて
- (5) 危機管理体制について
- (6) 従事者への教育研修体制について
- (7) 業務履行の確実性について
- (8) LINE相談「ピア・デイ」の実施について
- (9) 広報啓発素材の有効性について
- (10) 費用の妥当性について

### 3 選定結果

審査の結果については、令和7年3月11日（火）以降に文書にて通知する。

## 第16 契約の事務手続き等

### 1 契約の締結

原則として、委託評価候補者として選定された者と企画提案書及び仕様書等の内容を確認し契約締結の協議を行う。当該協議が不調のときは、評価合計点数の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

### 2 契約保証金

契約の際には、地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、財務規則第126条第2項に掲げる担保を提供した場合は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はない。なお、受託者が契約上の義務を履行しないときは、受託者は違約金として契約保証金相当額を支払う必要がある。

### 3 委託料の支払

毎月の業務が終了した後に、別に定める委託業務完了報告書に基づき確認を行い、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。

## 第17 その他

- 1 業務の円滑な履行のため、契約締結後、業務引継ぎ期間中に、試験LINE相談により業務の状況および報告書等の確認をする。
- 2 詳細に関しては説明会において説明する。

## 第18 委託者が臨床心理士、公認心理師以外でそれらに類すると認める資格

- 1 一般財団法人全国SNSカウンセリング協議会認定カウンセラー
- 2 産業カウンセラー
- 3 その他委託者が類似するSNSカウンセラー資格と認めるもの

## 第19 事務局(参加申込書等提出場所)

長野県教育委員会事務局心の支援課

〒380-8570 (専用郵便番号のため住所記載不要)

電話 026-235-7450 FAX 026-235-7484

E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp